平成２５年（フ）第６８号
秋田市大町５丁目７番15号　ルーブル壱番館207
債務者　松尾　一三（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８号
福島市上野寺字稲荷１―10、住民票上の住所秋田県潟上市天王字鶴沼台43番地204
債務者　田中　和也
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９号
秋田県潟上市天王字鶴沼台43番地204
債務者　田中なぎさ
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８１号
秋田市八橋大畑２丁目２番13号　ラポールながとX12号、前住所秋田市八橋イサノ２丁目３番28号　レジデンス土田Ｂ―３号
債務者　進藤　広樹
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４号
秋田市泉中央１丁目24番21号
債務者　斉藤こと　齋藤　和子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２号
福島市東浜町10番19号　コート・アシューレ102、従前の住所福島市鎌田字新町10番地の７　幸荘203号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４４号
福島県伊達市梁川町東大枝字舘54番地３、従前の住所福島県伊達市保原町字柏町102番地３
債務者　後藤　和成（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
福島県いわき市泉ケ丘１丁目13番地の８
債務者　星　　諒一
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３４号
福島県いわき市内郷御台境町六反田35番地
債務者　大野　勝男
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２９号
茨城県潮来市上戸145番地１県営牛堀アパート２―301
債務者　西　いくみ（旧姓谷田）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６５号
茨城県古河市中田新田75番地41
債務者　吉野　正明（旧姓野本）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３６１号
千葉県市原市能満2116番地76
債務者　塚本　玲子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２８号
千葉県習志野市鷺沼１丁目５番23―305号
債務者　飯田　光男
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
山梨県都留市田原１丁目１番２号
債務者　天野　一夫
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
岐阜県加茂郡七宗町川並2353番地、前住所岐阜県加茂郡白川町和泉609番地
債務者　古田　　稔
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第７０５号
名古屋市昭和区恵方町２丁目33番地　はるさわ荘１号
債務者　近藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７号
三重県鈴鹿市住吉４丁目２番17号　コーポかおる―１Ｈ
債務者　田中　啓一
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　津地方裁判所破産係